

次期消費者基本計画（素案）のポイント

2020年に向けて、2015年度～2019年度の5年間を対象期間とする。

消費者を取り巻く環境の変化と課題

- | | |
|---------------|--------------------|
| 1 経済の動向 | 2 人口減少、高齢化・独居化の進行 |
| 3 女性の活躍の進展 | 4 高度情報通信社会の進展 |
| 5 消費生活のグローバル化 | 6 東日本大震災後の社会・意識の変化 |
| 7 消費者行動・意識の変化 | |

消費者政策の基本方針

- 消費者政策の推進により目指すべき姿
 - ・消費者の権利が尊重され、安全な商品・サービスを安心して消費できる
 - ・消費の効用・満足度が高まり、豊かな消費生活を営める
 - ・消費者が、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する
- 消費者政策を推進する上で考慮すべき視点

5年間で取り組むべき施策の内容

1 消費者の安全の確保

- (1) 事故の未然防止のための取組
- (2) 消費者事故等の情報収集と発生・拡大防止
- (3) 的確かつ迅速な原因究明調査と再発防止
- (4) 食品の安全性の確保

2 表示の充実と信頼の確保

- (1) 景品表示法の普及・啓発と厳正な運用
- (2) 商品・サービスに応じた表示の普及・改善
- (3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

3 適正な取引の実現

- (1) 横断的な法令の厳正な執行、見直し
- (2) 商品・サービスに応じた取引の適正化
- (3) ICTの進展に対応した取引の適正化
- (4) 詐欺等の犯罪の未然防止・取締り
- (5) 規格・計量の適正化

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

- (1) 消費者教育の推進
- (2) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的取組の支援・促進
- (3) 競争の促進と公共料金の適正性の確保
- (4) 消費者政策の透明性確保と消費者の意見の反映
- (5) 環境の保全に配慮した消費行動等の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

- (1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進
- (2) 高度情報通信社会の進展に対応した消費者利益の擁護・増進
- (3) 消費生活のグローバル化の進展に対応した消費者利益の擁護・増進

6 国や地方の消費者行政の体制整備

- (1) 国・独法の組織体制の充実・強化
- (2) 地方における体制整備

(1),(2)…の項目ごとに、**KPI(重要業績評価指標)**を設定

計画の効果的な実施

1 工程表の作成

- ・計画に基づく施策の5年間の取組予定を明確化
- ・計画のKPIを可能な限り施策ごとにさらに具体化

2 計画の検証・評価・監視

- ・毎年度、実施状況を取りまとめ、国会に提出。消費者委員会は実施状況を随時確認。
- ・1年に1回は工程表を見直し。環境、課題、施策に大きな変化がある場合、計画を改定。